

大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会（第2回）

日時：令和7年2月7日（金）10時00分～11時30分

場所：WEB開催

出席：

【委員】

飯田委員、上原委員、上山委員、竹中委員、西村委員、林委員、渡部座長

【事務局】

奈須野事務局長、山本参事官

1. 開会
2. 議事
 - (1) 事務局説明
 - (2) 意見交換
3. 閉会

○山本参事官 おはようございます。時間になりましたので、今から本日の会議を開催させていただきますと思います。

本日は、全委員の皆様に御参加いただいております。誠にありがとうございます。

本検討会では、渡部俊也委員に座長をお願いしております。ここからの議事進行を渡部座長をお願いいたします。

渡部座長、何とぞよろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。ただいまから、第2回「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討会」を開催いたします。本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、事務局から本日の会議資料の確認をお願いいたします。

○山本参事官 座長、ありがとうございます。

本日の資料になりますけれども、資料1としまして「議事次第」。

資料2としまして「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討状況について」。

資料3としまして「米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い調査結果概要」。

資料4としまして「『大学等研究者の転退職時における知的財産取扱い指針（仮称）』（案）」の素案となります。

資料は、議事の進行に従い、画面に投映いたします。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。それでは、早速、議事に入らせていただきます。

初めに、事務局より資料2から資料4までについて、御説明をお願いいたします。

○山本参事官 それでは、資料2から資料4ということで御説明させていただきます。こちらは「大学等研究者の転退職時の知的財産取扱いに関する検討状況について」となります。

次のページをお願いいたします。

こちらは開催趣旨ということで、趣旨、検討課題については前回御説明の内容のとおりとなり、今回はスケジュールにある通り資料第一案の提示及び議論となります。

次のページをお願いいたします。

まず、検討会第1回は12月に行いましたけれども、その際にいただいていた御意見をこちらと次のページで示しております。まとめて1つのスライドで御説明いたしますので、ここではどういった項目があったかということでお伝えしますと、まずは、総論への御指摘、あと、留意事項（項目）について、皆様のほうから貴重な御意見をいただいていたところでございます。

次のページをお願いいたします。

留意事項として知財リストについて幾つか御指摘をいただいております。他に研究データとか営業秘密、著作権、ノウハウなどについて御指摘をいただきました。最後のところは、海外ということで、海外の知財事情の把握について御指摘もいただいております。

次のページをお願いいたします。

こちらが御指摘事項への対応ということになりますが、今、申し上げた各項目について、左側のほうでまとめております。総論では、研究成果の社会還元・社会実装が大学等の大きな使命であることを再認識すべきという御指摘がございました。留意事項については、項目の再検討や、ツールの提供などについて御指摘がございました。また、知財リスト、あと、先ほどのような研究データ等の取扱いの再検討に関すること、また、大学と国立研究所の知財取扱いに関する方針の相違などもございました。あと、海外大学に関しては、特に米国の研究者転退職時の知財実務の調査、知財の取扱い全般、転職する研究者に課せられる制約や義務などについて把握するべきとの御指摘がございました。

その右側のほうに（対応1）から（対応7）ということで、各御指摘に対する対応案を我々のほうでまとめたところです。（対応1）から（対応7）とございますけれども（対応7）からまず御説明したいと思っております。ここでは、米国大学の知財実務調査に関する状況をまとめております。この結果を参照しまして（対応1）から（対応6）について修正を行っておりますので、まず（対応7）に関する調査をまとめた資料3を見ていただければと思います。

こちら、資料3は「米国における大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い調査結果

概要」となります。

次のページをお願いします。

こちらの調査結果については、大きく3つの柱でまとめております。例えば研究者が異動した際に、大学と大学の間でどういったことが取り交わされているか。2点目は、大学と研究者の間でどういうことが取り交わされているのか。3つ目としましては、知財の中でもノウハウとか著作権、また有形資産やデータについて、どういうふうに取り扱われているのかということで、この3点を中心にまとめさせていただいております。まず、大学—大学間でどういう取扱いが行われているのかについて、1つ目の○のところを見ていただきますとおり、大学の研究者が他の大学に転職した際には、原則として転職前大学が権利を維持しております。転職後大学に権利譲渡するということは殆どないというような状況でございます。必要に応じて実施許諾します。2つ目の○のところですが、商業化などするような場合の知財の取扱いはどういうことがなされているのかということですが、このIIA (Inter-Institutional Agreement) といった契約を結びながら両者の間で調整しております。

この契約は、AUTMという、米国の大学の技術担当者の協会がございすけれども、そこがテンプレートを公開して、多くの大学がこのテンプレートを活用しております。有識者にヒアリングをしたところ、米国の大学は、この四角のところですが、マーケティングに力を入れておりますので、投資回収できるものについては権利維持、そうでないものは権利放棄が基本的なスタンスのようでございます。結果的に、投資回収できる案件が多くなり、他の大学に権利譲渡するというインセンティブが働きにくいというのが権利維持をしている背景にあるのかなというふうに考えております。また、研究者のほうで権利譲渡を主張することが少ないということで、ただ、権利放棄する際に権利返還をするかということではありますが、これもレアな状況のようでございます。

そういうことで、下の矢印になりますが、若干、運用として日本の実務とは異なるところがあるのかなと。ただ、このIIAのテンプレートは、検討中の留意事項の参考にもなるのかなと、また、契約を締結するというプラクティス自体も参考になるのかなと考えております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、大学と研究者の間でどういった取扱いを行っているかということですが、2段階に分けてまとめております。雇用時は2つの形で確認を行っております。研究者のバックグラウンドチェックとあって、研究インテグリティの観点で研究者本人のチェックを行っております。次に大学における知財の取扱いについては、大学から研究者に直接説明がなされております。こちらは雇用契約書、マニュアル、ハンドブック等において知財の取扱いについて説明が含まれておりますので、雇用契約時に確認しながら締結をして、知財の取扱いを守るプラクティスのようでございます。

次に転職時において、別途契約を結ぶのか否かについてですが、結論から申しますと、

結ぶ場合もあれば結ばない場合もあります。結ぶ場合においては、このTermination contractやExit interviewにおいて、再度、国家機密などの守秘について念押しで契約を締結して遵守することになりますが、別途、厳格に求めないような大学もあります。雇用時の契約をそのまま適用して守秘を課している形態を取っているということでございます。

以上の通り、米国の雇用時の運用においては、バックグラウンドチェックや、大学における知財の取扱いを雇用時に研究者に説明する点は、日本においても参考になるのではないかと考えております。また、最後のTermination contractの考え方は経済安保対策になる可能性がございます。

次のページをお願いします。

こちらはIIAのテンプレートになり、こちらホームページからダウンロード可能ということで、誰しもが共通のテンプレートを使いながら交渉を行うことが可能です。

次のページをお願いいたします。

こちらはIIAのテンプレートの項目についてですが、主導機関と相手機関ということで、両者の間で主従を決めながら契約の締結に向けて内容の検討を行っていくこととなります。契約の内容は、「分類」に記載される通り、出願・権利化、実施許諾、財務、また、権利侵害などとなり、それぞれ確認を行っていくこととなります。

例えばライセンスというところにおいては、主導機関はIIAの諸条件に遵守を条件として、そのライセンスの決裁権を有するとあります。主導機関が担いながら、場合によっては相手の機関が承認を拒否できないような、非常に強い権限も持ちながら進めていくようなプラクティスもあり得るようでございます。

また、商業化努力においては、商業化に向けてライセンシーを探すための合理的な努力を主導機関は行うということでございます。また、財務関連においては、特許の費用の負担、ライセンスで生まれてきたときの費用、利益の分配、また、発明者補償も取決めをしておりますので、こういうところは非常に参考になるのかなというふうに考えております。もちろん、ケース・バイ・ケースでカスタマイズが必要というところは下の※のところに記載しております。

次のページをお願いいたします。

9つのポイントということですが、各大学で共通認識を醸成するためにこのようなポイント集があります。下の四角のところになりますが、転職前大学と転職後大学で生まれた特許については、例外的にライセンスが必要だということも言及されております。

次のページをお願いいたします。

こちらは米国大学の3つ目のポイントになりますが、データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いとなります。上の2つ目の○のところ、大学が保有・管理をして、他の研究者へのアクセス権を認めるというのが一般的とありますが、契約、法律の制約があれば、それに従うこととなります。

下のところで書いていますが、データはオリジナルを大学が所有・管理していること、ノウハウは若干、大学によって運用の差がありまして、ノウハウを厳格に管理するところもあれば、そうでない大学もあるようです。著作物、有形資産についても、転職前大学に帰属させて管理しているということで、アクセス権も適宜認めながら管理しております。

あとの資料は、スタンフォード大学のデータや著作物などの運用になりますが、こちらは御参考ということで、説明は割愛させていただきたいと思います。

それでは、資料2のほうに戻っていただきますが、今、申し上げたのが米国における実態の調査結果に関してでございます。この後、それを参考にしまして（対応1）から（対応6）についての御説明をしたいと思います。

次のページをお願いいたします。

まず（対応1）について、こちらは基本的な考え方となりますが、2つ目のポツのところを見ていただきますと、この大学等研究者の転退職の知財取扱いとしては①～⑤の類型があり得るということでありまして。譲渡、一部譲渡、権利維持、放棄、返還ということでございますが、これら類型を最終的には選択することになりますが、大学としましては、研究成果の社会実装や社会還元がその重要な使命であるということと、研究者の学問の自由や転職の自由を踏まえながら、いずれの知財取扱いとするのか決定すべきとしております。また、その際には、後述する留意事項も参酌しながら、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定することが望ましいということで、こちら書き加えております。

次のページをお願いします。

こちらが先ほど申し上げた5つの類型となりますが、類型の上から、先ほど申し上げたとおり、譲渡、一部譲渡など列挙しておりますけれども、前回御指摘いただいたところで、権利の共有のような形もあり得るのではないかとということでしたので、類型2を追加しております。また、下の※のところにありますけれども、国立研究所は大学とは異なる運用の場合も多いため、その知財ポリシーを参照しつつ、知財の取扱いについて検討するよう留意すべき、ということで付言しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは留意事項に関係する内容となります。前回の検討会では留意事項として主要な観点と付随的な観点を分けて御説明しておりましたが、今回は様々な観点があり得るということもありますので、一覧で示させていただいております。まだ不十分な部分もありますので、精査については皆様の御指摘なども踏まえながらブラッシュアップを図りたいと思います。

まず分け方として、客体面として知財そのもの、そして、それを取り扱う主体面である人の観点、またその手続を進めるに当たっては、費用などの観点でまとめております。

まず、客体面で申しますと、上から知財の実施状況、社会実装の状況となります。具体的な内容は留意事項の詳細にあります。社会実装されているかどうか、可能性が高いのか否か、あと、そういった可能性が高いということであれば、研究はどこで継続されるの

か、どっちが主導しているのかという点も重要な要素と考えられます。また、権利化の状況では、権利の単独か共有かということで、共有であれば関係者の意向なども確認するような必要性も出てくるでしょう。

また、法律・契約の部分では、法律上であればバイ・ドールとか外為法、また、相対の契約が結ばれて義務や制約が発生しているような話もございますので、その点について確認すべきと思っております。知財リスクでは、紛争の可能性など懸念があるのかどうか、また、その際の費用をどちらが負担するのかと言う点が挙げられ、あと、未出願案件なども御指摘をいただいていたところがございますので、その取扱いについても転職前大学と転職後大学とで取り交わすことが重要ではないか、ということで追記しております。あとは、データ・ノウハウ・著作権等の観点でございます。

主体面については、知財の創出者というところですが、発明者が1人か複数か。複数の場合は、それぞれの方へのケアも必要であるということ。あと、学生がいるかどうかという点も留意すべきとしております。あと、関係者のところでは、研究者本人に意向なども確認しているのか。また、他の発明者がいらっしゃったら、その意向を確認しているのか、また、共同開発の場合には共同研究先の意向も確認したらどうかということを明記しております。

費用面は、先ほどのIIAに記載される事項にも近いですが、権利維持などの費用。また、譲渡等において、対価の支払いをどういうふうにしたらいいか。あと、発明者補償などもどういうふうに考えたらいいか、留意事項の中に記載しております。

次のページをお願いいたします。

こちらはチェックリストということで御提案もいただいているところがございますので、まだこれは十分に行われていない状況ではありますが、取りあえず、先ほどの留意事項の中身を挙げながら、転職前・転職後の間でチェックリストを共有しながら進めていく形態にしております。この中で濃淡をつけながら判断できるのであれば、簡易版なども作成できればと思っております。

次のページをお願いいたします。

こちらは対応の流れとなりますが、前回御説明したものから大きく修正はしていませんが、1点だけ、「転職前大学は、共有するリストを必要に応じて協議用に加工する」点を追加しております。未公開情報などが含まれているようなケースにおいては、そういったものもリストの中に組み込みつつ、提供する際には重要な機密情報は落とす必要があると考えております。

次のページをお願いいたします。

こちらはリストのイメージになりますけれども、前回は御説明したものに対して修正・追記しております。

まず、修正部分は、真ん中の留意事項の確認結果というところですが、前回は○×のよう形で留意事項を確認したか否かの確認を行ってございましたが、もう少し情報を書き下

しておいた方が良さだろうということで、例えばこのP1というところにおいては、社会実装済みである、実施料収入がある、海外進出計画があると言うことで、事業は進みつつあるケースとなりますが、この場合は右側にあるとおり、権利維持としております。この様に、どういう経緯があって最終的に知財の取扱いを決めたのか分かりやすく表現できるような欄を設けるために修正しております。

また、P8とかD1、C1になりますが、未出願案件があれば、両者の間で必要に応じて協議していく点、あと、データとかプログラムを必要に応じてリストに掲載して管理しておくこともあるのではないかとということで提案しております。

本リストを日常的に整備してデータベース化しておくことが考えられますということで、作業を補助できるツールがあるかということで、次のページに幾つか示しております。

こちらスライドでは、サービス/サイトということで挙げております。①は特許戦略ポータルサイトとなり、特許庁において出願人ごとに特許出願の関連情報をエクセルでデータとしてダウンロードできるようなサービスを提供しております。あと、渡部座長から御指摘ありました②のリサーチマップですが、こちらは研究者ごとの情報が集約されております。また、③はe-Radということで、こちら情報も非常に集約されて有用なものであるということで、上山委員からアドバイスをいただいたところがございます。こういった情報もうまく使いながら先ほどのリスト作成などに生かしていただければと思います。

次のページをお願いいたします。

次はデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いとなりますが、各大学はポリシーがあるかと思しますので、そのポリシーを確認しつつ、両大学間で協議の上、研究者の研究の継続性、社会実装の実現性などを考慮しながら取決めをしていくこととなります。未整備の場合は、ポリシー整備しつつ、管理体制を整えていくことが必要ではないかということを書いております。一番下のところにありますが、大学ー国立研究所間の転職の場合は、特許権等と同様、ポリシーに差がありますので、そういったところは留意していただく必要があろうかと思えます。

次のページをお願いいたします。

こちら御参考になりますが、今、申し上げたようなルールと申しますか、考え方になりますが、過去にも政府から発表している資料もございます。こちらは青字で書いていますが、著作権、有体物、ノウハウなどについて組織的な管理に言及しております。いずれにしても、人材の流動化を阻害しないようなルールの在り方にも触れており留意すべきと言えます。下のところは研究データについて、研究者の責務として管理することが記載されております。

次のページをお願いいたします。

こちら御参考になります。東京大学のほうでのデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いということで示しております。こちらは一つの御参考としていただければと思います。

次のページをお願いいたします。

あと、米国の大学は先ほど御説明したとおりでございます。割愛させていただきたいと思えます。

次のページをお願いいたします。

御議論いただきたいことということでございますけれども、シンプルに書いておりますが、今、留意事項について説明しましたが、さらに検討すべき事項、もしくは重視すべき項目があれば御指摘いただければと。また、チェックリストについて、さらに検討すべき事項、注意喚起すべきところは何か。あと、データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関して特に留意すべき事項は何か。

あと、米国と日本とでは実務が異なりますけれども、単に示唆すべき観点はあるかどうか。また、ほかにお気づきの点があれば御指摘いただければと思えます。あと、この後、御説明する素案ということになりますけれども、こちらもお気づきの点があれば御指摘をお願いします。

次のページをお願いいたします。

大きく1. ～5. ということで素案が構成されておりますけれども、これまで我々のほうで御説明してきた内容を網羅したものとなっております。課題意識の観点で、どうしてこういうことをやることに至ったのかというところ。あと、基本的な考え方、大学等研究者の転退職時における知財取扱いの留意事項、国外の大学との観点における留意事項、そして、まとめとなります。

次のページをお願いします。

こちらは資料4となりますので、こちらにも簡単に御説明したいと思えます。

それでは、資料4をお願いいたします。

こちらは「『大学等研究者の転退職時における知的財産取扱い指針（仮称）』（案）」となっております。今後、皆様の御指摘もいただきながら、まとめていきたいと思っております。

下のほうへ行っていただきまして、まず「1. 課題認識」においては、もともと、大学等の優れた研究成果を社会実装につなげる環境を整備していくことが重要ということで、いろいろな要因がありますが、今回「要因③大学：大学等の知財マネジメントにより生ずる制約」により、検討会を開催するに至ったところでございます。

下のほうに行ってくださいまして「1.2 事前調査」では、前回は御説明しましたけれども、課題あり及び要望ありとのことで、本資料をつくっていくことになったところです。

次のページをお願いいたします。

意見概要ということで、例えば積極的な議論をすべきとか、知財取扱いに関する資料を国が主導して作成してほしいと言った声もあったところでございます。

下に行ってくださいまして、基本的な考え方のところは先ほども御説明したとおりとなっております。類型1から類型5となりますが、基本的な認識としては社会実装や社会還

元ということが重要な使命だということも踏まえながら決定していくことであろうということでもあります。

次の下のほうに行ってくださいまして、原則として、国内の大学における研究者の転退職について検討する点について、今回はフォーカスしつつ、国外の大学との間で研究者が転出入する場合にも備えることも重要ですよということで追記しております。その下は、既存のガイドラインに準ずる点を記載しております。

下のほうに行ってくださいまして、留意事項というところになりますけれども、こちらの留意事項は先ほど御説明しましたものとなっております、それを少し書き下したものとなっております。

下のほうに行ってくださいまして、留意事項の各項目として、それぞれ何が求められているのか、何を私たちは確認しないといけないのか、その内容についての説明文をここから記載しております。

例えば、この「① 知財の実施状況」を見ますと、社会実装されているか、社会実装の可能性は高いかということですが、その下の*が我々が説明文を加えているところになります。具体的には、社会実装計画はあるかと否かと言う点ですが、これは確認だけの話なのですが、その下では、社会実装はどこで主導されているのかということに加え、それによってどういうアクションを取り得るのかという点にも触れ、例えば転職前大学でスタートアップが設立されているようなケースにおいては転職前大学が権利を有することが考えられますね、ということで、少しそういった考え方も追加しているところでございます。ということで、確認点と、それによってどういうアクションが取り得るのかという点を記載しており、全部が全部、そういうふうになっていないわけではないのですが、この様な視点も付け加えております。

下に行ってくださいまして、法律・契約、知財リスクとなり、費用となります。権利譲渡では条件つきもあり得るという形で一案として示しております。

下に行って、対応の流れ。ここも先ほど御説明したとおりでございます。

その後、知財リストでございます。下のほうに行ってくださいまして、こちらも先ほど御説明した内容のものになります。

下のほうに行ってくださいまして、あとは便利ツールの話です。

その次のページになりますが、これはデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いというところも先ほどの御説明の内容となっております。

その下に行ってくださいまして、また、大学等研究者の転退職時における知財の取扱いのケースということで、権利譲渡、一部譲渡、権利維持、放棄など類型化しておりますが、その具体的なケースについて図式で表したものとなっております。こちらは、今回というよりは、前回御説明したところで例示させていただいたものとなっております。

下のほうに行ってくださいまして、あとは好事例集・課題事例となります。

下に行ってくださいまして、課題事例のところは、大学連携、知財部門の連携が取れて

いなかった場合とか、研究者との間でコミュニケーションが取れていなかったケースについて挙げております。そして、学びとして、部門間、研究者とはうまく連携を取ってほしいということで追記しております。

下のほうに行ってくださいまして、あとは海外との関係において留意すべき事項ということですが、4.1のところは主要国の大学における職務発明制度について載せております。これも前回の説明の際に、日本と違って、異なる職務発明制度を有する国がありますので、参考情報として記載しております。

下に行ってくださいまして、米国大学のプラクティスになっております。この大学—大学間で（2）は大学—研究者間ということで、先ほど御説明した内容を記載しております。（3）のところではIIAに触れ、そのテンプレートについて記載をしております。

米国の大学の実務ということで、データ、ノウハウ、著作権など掲載しております。

最後になりますけれども、4.3のところには外国との間で安全保障上の留意事項ということで、バイ・ドール、あと、外為法に関することについて記載しております。

最後、まとめとなりますが、上の○のところでは、大学等の研究成果の社会実装のさらなる促進に向けて、留意すべき項目について提示している点を明記しております。2つ目の○のところは、留意事項や知財の検討の流れを参酌して、研究者の転退職時の知財取扱いについて、内部規定であらかじめ明文化することが望ましい点、そして、適切なタイミングで協議なども行う運営の確立が望ましい点についてまとめております。

ちょっと時間が超過してしまいましたけれども、以上で資料2から資料4に関する事務局の御説明とさせていただきますと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から御説明のありました内容について、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

恐縮でございますけれども、五十音順で指名させていただきますので、お一方当たり5分程度で御発言いただければと思います。

まず、飯田委員、お願いできますでしょうか。

○飯田委員 御説明いただきましてありがとうございます。

まず、米国の状況について、前回リクエストさせていただいて、御調査いただいたことをお礼申し上げます。大変参考になりました。

資料3の米国のところのお話にあります、スライド2ですが原則として転職前大学が権利を維持し、転職後大学への権利譲渡はしないといった明確な基準があるということなのですが、これは米国において、投資回収ができるかどうかという基準に基づいていると改めて理解しました。また、研究の継続性を担保するためには、転職前大学から実施許諾するという形になっているということも理解しました。

この点、日本では、研究者の学問の自由や意向を尊重する傾向が強いとも理解しました。この部分大変重要であることは間違いのないのですが、大学には研究成果の社会実装、社会

への還元が要請されていることを踏まえこの指針では、米国大学の考え方も紹介しながら、投資回収できるかどうかという視点を紹介できると日本の知財の活用促進につながるのではと考えました。

その一方で、米国のようなシンプルな基準ではなくて、今回お示しくださったような類型に分けることも重要だと感じています。それは、アカデミアの中で行われている研究の進捗状況であるとか、スタートアップとの関与、グラントの獲得状況等々、ケース・バイ・ケースの対応が必要になってくるのは当然であるので、今回お示しくださったような類型を示すときに、その類型を選択する基準。類型毎のPros/Consを示せると、類型選定等がしやすくなるのではと思いました。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、上原委員、お願いいたします。

○上原委員 御説明ありがとうございます。3つの視点で意見を申し上げます。

まず、御説明いただいた米国における仕組みですけれども、先ほど飯田先生が御指摘いただいたことに加えて、やはり米国の大学における人の異動というものが非常に活発なのだろうと考えました。あまりにも転退職者が多いときに、その人たちに全部、リストをつくって交渉するということがあまり現実的ではないのかなと思います。本当に社会実装、活用がされるときだけ、それに対してIIAを結ぶというような考え方をすることで効率化を図っているのかなと思います。

日本でもやはり大学の職員の方は転退職されてキャリアを積んでいくことが一般的なので、今回のシステムを使う上でも、この知財リストを例えば年間数百人、転退職がいる中で、全員において全部の特許についてやっていくということが可能なかというところをちゃんと検討しないといけないということが、今回、アメリカの例を見て感じたことです。

もう一つ、米国の例で気がついたのは、やはり交渉において、それぞれについて主導機関を定めるというところが非常に重要だと思っています。一方、資料2のほうには、今回、権利の一部譲渡もあり得るという形にしております。これは選択肢としてはあり得ると思うのですが、共有となった場合にどちらが主導なのかというところも決めておかないと、基本的に特許法上は、共有特許をライセンスするときは共有方の承認が必要になってきますので、不用意に一部譲渡してしまうと、その実際の活用となったときの事務作業は非常に煩雑になることがございますので、一部譲渡についてはそういったリスクもあるということを認識した上で交渉していく必要があると思いました。これが2点目です。

3点目はノウハウについてです。ノウハウについては、今回、知財とは分けて整理されておりますけれども、もちろん、知財と全く関係しないノウハウもありますけれども、知財と組み合わせて、単独知財よりも大きな価値を出していく、グループでライセンスとすることで、より高い価値を出していくということがあります。我々はこれをアセット化と呼んでおります。知財と深く関係しているノウハウについては、活用を考える際に合わせ

て考えていただきたい。データも、その内容によっては研究成果物としてポリシーで機関所属としているものについては同じような考え方が適用される場合があると思いますので、そういった関連性をきちんと認識した上でこの交渉をしていくことが大事かなと思いました。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、上山委員、お願いいたします。

○上山委員 ありがとうございます。

私からは幾つか申し上げると、アメリカの場合、大学によって特許、それから、ノウハウに関する共有の方針というものはかなり異なっていると思います。だから、それでIIAみたいなものを使ってということがあると思うのですが、例えばスタンフォードなどは基本的には、研究者が同意すれば、できる限りパブリックドメインに置く、自由にトランスファーしていくということをむしろ奨励している。そういうガイドラインを独自につくっていますし、一方でUCみたいなところのほうはるかに厳しくて、基本的に出さない、できる限り出さないという方針を取っていて、しばしば、そこは係争になっている。僕の友人もその原因でUCバークレーからスタンフォードに移っていったというケースがありました。その意味では、かなり個別イシューが高いのだろうとは思ってはいます。

アメリカは日本と違って人の異動が激しいので、そういうことが起こりやすい限りですが、今度、国際卓越研究大学ができて、相当程度、大学間の異動を促進するような政策が全面的に出てきていますので、今後、こういうことが起こるだろうというふうには思います。その意味で、このガイドラインとチェックリストがあるというのは一歩としてとてもいいことだとは思っています。

私がこれが分かりにくい思うのは、このチェックリストをどのような形で、インプレメンテーションといいますか、チェックリスト自体の活用をどうするのかについて知財本部はどう考えているのかということです。つまり、全ての大学に関してこのチェックリストを配付して、それぞれの反応をきちんと把握しようとするのか、研究大学に限定してやるのか。それはどういうルートを使って、このチェックリストというものを把握しようとするのかということです。

それをやるのだとすれば、やはり高等教育行政と連動して相当やらないといけないので、文科省さんとどんな議論をしているのかというのは僕にはまだよく分かりません。文科省は大学の行政的な意味での責務というものを負っているという意識があるでしょうから、このチェックリストを例えばぱっと全部把握して、それをどこかで回収していくような作業をどこを、知財がやることはないとして、文科省がやれと言われるといろいろな問題が起こってくるだろうなというふうに思います。その辺のところはまだ分からないと思っています。チェックリストをつくっていくということは、行政的な責務として、これについて行政が考えていますということを確認していくという意味はあるかもしれませんけれ

ども、こういう形のを行政の中で具体的に何らかのツールとして動かしていこうとするならば、もう少し突っ込んだ議論が必要になってくるだろうとは思っています。

もう一つは、もし、それが仮にできたとすると、この知財データとかノウハウのデータの共有は学術界における研究インフラのとても重要な基盤になっていくということです。例えばオープンサイエンスの文脈で我々はNIIに関して研究データの、生データではないけれども、メタデータとして共有する方向性のリポジトリをつくっていただきました。これは動いているところもあり、動いていないところもあって、そこがすごく難しいとは思っています。例えば国立研究開発法人の中にある研究データの問題。特許の状況も含めてですが、国立研究開発法人協議会がそれをまとめてやれるのか。あるいはやるとすると、例えばNICTみたいなところに集約してやるのかという議論も出てくるのだと思うのですが、それはまだほとんど動いていないという感じがいたします。その意味で、このチェックリストをつくっていった後に何をするのかということがまだ分からないとは思っています。

我々がやっているe-Radは、80万人の研究者が全部、研究の成果と、それから、特許データも含めて集約しています。また人の異動も全部見られるようにしています。それで、国際的な異動に関しても、例えばLinkedInのデータも突合せながら、どこに異動しているのかということも把握はしているので、もし行政的な意味でそれを何かの行政ツールとして使っていこうということであれば、その辺の確実な基盤データをお使いになられて、大学知財の方針としてつくっていく、使っていくということもあるかなとは思っています。だから、これをやった後に一体、何を狙って、どうするのかということはまだ見えないので、これを知財本部もこれから考えていかれるのかなというふうに思います。

私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 私から3点ございます。

まず、第1点目としまして、資料2の10ページにあるリストですけれども、第1回検討会でお願いした未出願案件を知財リストに追加していただきありがとうございました。アメリカの判例を見たり、また、私自身の経験でも、転職後の大学や企業で出願した発明が転職前に完成した可能性があり、転職前の大学に帰属するかどうかということで紛争になることが多いように思います。それで、既に発明レポートが提出されている発明だけではなく、転職時のインタビューで、それまでに完成させている発明レポートをきちんと提出しているかどうか確認するということが重要だと思います。出願していない発明については、転職前の大学が出願する場合には、審査に協力する義務を明確にするとともに、出願しないという決定をした場合には転職後の大学が出願できるのかとか、出願審査のみだけではなくて、特許取得後の権利帰属も明確にしていくことが重要だと思います。

2点目ですけれども、対応の流れ、チェックリスト、知財リスト、全て網羅的で、これ

を活用して管理できれば素晴らしいと思います。でも一方、私が所属するワシントン大学などは州立大学ですので、技術移転部の資金も人員も限られていて、研究者の雇用時及び転職時にこのような網羅的な管理ができていないというのが現状です。そのため、前回もお話ししたように、関連技術分野の大学院生ですとか、ビジネススクール・ロースクールの学生をフェローとして雇って技術移転部のサポートをしてもらっています。日本の大学でも同様の制度を使って人員不足の問題を解消するとともに、知財人材育成の機会にするとういのではないかと思います。

3点目なのですがけれども、データ・ノウハウ・著作権・有形資産は定期的な監査(Audit)が必要です。現在、日本では研究者任せにしているというところも多いようですが、これではきちんとした管理ができないのではないかと危惧します。特に医療データ、患者さんのデータなどは価値が非常に高く、その一方でプライバシーの問題もあり、アメリカでは大学が所有して、管理して、必要に応じてライセンスによりアクセスを許可したり、ほかの大学や研究所と共有したりしています。今後、AI活用の医療機器開発のためにこのようなデータが利活用されるという観点からも、やはり将来的にはアメリカのように大学が所有・管理する方向に変えていくべきではないかというふうに考えています。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

続きます、西村委員、お願いいたします。

○西村委員 ありがとうございます。

ほとんど委員の皆さんのおっしゃることに賛同で、私は、例えば地方大学のような研究大学なのか、それに類さないような大学がこれを見たときにどう思うかということを考えていました。恐らく知財の取扱いに関して、いろいろなガイドラインも出ていますけれども、完全にそれを網羅できているところはほぼないと考えると、この指針をどう読んで、どう使っていけばいいかについてまず方向性を示していくべきだと思います。どう使ってよいか分からないとこれが変なプレッシャーになったり、結局扱えませんかということになるかもしれない。それで前回のとき、基本的な考え方として、なぜ知財を管理しなければいけないのか、特に社会実装であるとか、投資回収を前提としない研究というものには投資した意味がないですねということ、もう一度、知らせなければいけないと発言したと思います。

知財の管理は重要であり、どう扱うかについては、以前、文科省などが作成したガイドラインにも出たと思うので、それに呼応する形で今回の指針を出すのだと理解しています。このため、この指針では、投資回収とか、社会実装のことを考えるだけでなく、それ以外にも、例えば研究者の異動の自由とか、研究者の研究の継続もしっかり考えなければいけないので、この視点から知財のことも見なければいけませんとか、例えば私たちの大学でも海外に最近転職する若手が増えてきたので、その視点で考えると、国益を守る、日本の知を守るということも意識しなければいけない等も、この指針の中では述べている

ことを認識させること、そのためにも、なぜ、この指針を見る必要があるのかとか、どのように読み解くのかなどといった本指針の根底にある考え方をより伝えるようにするのが良いと思います。

それに関しては、例えば資料4の「2. 基本的な考え方」のところにそれぞれの項目、これは○だけ打ってあるので、それぞれが「2. 基本的な考え方」の最初の方のパラグラフに記述されているどの考え方なのかが分かるような小タイトルをつけていただく、例えば、このパラグラフは知財の移転に関しての種類についての考え方を記しているとか、国内外による移転の場合の考え方について記しているとか、それぞれの項目にサブタイトルがあるように思うので、そういうものをつけていただくのが良いと思います。また、そのことと合わせて、なぜこの指針を使わなければいけないのかについて、地方の大学だと分からない事務方とか担当者もいるかもしれないので、そういったことを想定して、少し解説を加えるとか、かみ砕くような形で、この考え方で、なぜ考えなければいけないかについて説明し、読ませることも重要だと思います。私が言った3つの大きなものというものが当たっているかどうかは分かりませんが、そういった本指針の基本的な考え方についてカテゴリー分けして、それらがどこに書いてあるかが分かり、そこを読むように誘導するようなサブタイトルをつけていただき、それぞれについての少し説明を加えていただくといいかなと思いました。

すみません。読み方とか使い方のほうの話なので、少し根底のところでは違ってきますけれども、実際にこれを使う立場の者から見たときの感想といいますか、考え方として伝えさせていただきました。

以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

まず最初に、本日の資料2、資料3、資料4につきまして、事務局におかれては短期間に充実した調査と指針案を御準備いただきまして感謝しております。特に資料3の米国大学等研究者の転退職時の知的財産の取扱い調査結果は、本件の指針のみならず、今後の研究者の人材交流の当事者にとっても有益な資料になると思っています。今、西村先生がおっしゃったように、この指針を活用していただくためには、もっとメッセージを明確にして分かりやすくする工夫は必要だなと思いました。

そうした観点で、私が今回の指針で発する一番のメッセージとしては、資料2の5ページの2つ目のポツにあります「大学等の研究者の転退職時の知財取扱いとしては」ということで、5つの類型が考えられるとした上で「大学等は、研究成果の社会実装や社会還元が大学等の重要な使命であることや研究者の学問の自由と転職の自由を踏まえつつ、何れの知財取扱いとするか決定すべきである。その際には、後述の留意事項を参照しつつ、一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定することが望ましい」という点ではないかと思

っています。大事なことは、大学等の研究者の転退職時の知財等の取扱いについて、あらかじめ明確に合意しておくことだと思っています。

資料3の3ページで、米国では「大学における知財の取扱いについて、大学から研究者に説明がなされている。雇用契約書、マニュアル、ハンドブックに転職時の知財取扱いの説明が含まれている大学が多い」と記載されています。これに対して、一般に日本の文化は明確な契約をしない傾向にあって、言わば契約のリテラシーが薄い傾向があると思います。

それで、本件のこの転退職時の取扱いについても、従来のように曖昧なままにしていると紛争になったり、逆に成果知財が死蔵したり、イノベーションにとっての萎縮効果もありますので、我が国のこうした現状を少しでも変えるには、まず明確な合意、契約合意をするということが、それを徹底することが大事であって、そこに今回の指針の意義があると思います。転退職が分かったときにリストをつくったり、その都度、そこでつくるというよりは、あらかじめ合意しておくということがポイントだと思っています。

それから、メッセージの本指針の2番目のポイントとしては、合意の5類型を示した上で、契約交渉経験のない当事者同士がデッドロックしないように、合意形成を進める上で有益と思われる留意事項をチェックリストで示したことはないかと思っています。

これは手前みそで恐縮ですが、過去のさくらツールでもこうした類型分けに際しての留意事項をチェックリストで示すということはやってきているのですが、使い方としては、それぞれの留意事項をよく理解して、一律の判断ではなく、個々の事情に応じて両者の主張の配分を決定していくということが合意形成に役立つと考えています。

3番目のポイントとしては、転退職時のデータの利用関係についても取決めが必要であるということを今回の指針に含めたことだと思っています。先ほどの委員のお話の中にも出てきましたように、生成AIの開発においても学習データの重要性は高まるばかりであります。完成未満の事実データ自体も現代の石油と言われるような価値を持っております。しかしながら、我が国においては、有形資産の提供については有形資産提供契約を締結することになっていても、データについては転退職時の明確な方針を立てていない大学などが多いのではないかと思います。

今回の資料2の12ページでは（データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーが未整備の大学は、これらポリシーの策定に加え、実効的な管理・運用体制の整備が必要）というメッセージを出しておりますので、この点も埋没しないようにアピールしていきたいと思っています。

その前提となる知財リストについても、資料4の指針案の15ページでは「（4）データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い」として「データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱いに関しても、前述の留意事項の記載事項に注意しつつ、検討作業を進めることが望ましい」として具体的に、明確にこの点をうたっていることは今回の指針の大事なポイントであると考えています。

これに関連しては、資料3の米国調査結果の7～9ページ、特に9ページのスタンフォード大学におけるデータの取扱いについて「退職者データ管理及びアクセスフォーム」を具体的に紹介していただいています、これなども転退職時に提出する資料として参考になるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。これで委員の皆様、一通り御意見を伺ったかと思えます。今、いろいろ御指摘いただき、特に米国の制度についての委員の皆さんの捉え方は非常に参考になったと思えます。

それから、言及されたかたがおられますが、チェックリスト。これは非常に網羅的に精緻なものだと思います。これを両大学の知財管理等の法人の責任者あるいは責任機関が持って、あらかじめ、それを決めておけばいいということはそのとおりなのですが、実際問題として、かなりいろいろな大学があって、まず一つはそのプロセス、どこの時点でこれを活用するのかというプロセスを少し示唆しておかないといけないのではないか。フローチャートみたいなものが必要なのではないかと。そのときに、そもそも、特許を出すような分野でなければ関係ない。特許などが関与するとして、では、相手機関がちゃんと特許管理とか知財管理をやっているかどうか。そういう法人の性格も重要で、私立大学とか、いろいろなところがあるので、管理実態も分からないわけです。

そういうときに、では、どういうときにこれをどの場面で使うのかというのは検討が必要なかなと思いました。ただ、紛争が起きるとか、いろいろなリスクが発生する可能性が高くなるのは、まず海外からの転入者で、例えばベンチャーをやっているとか、そういうようなケースでは管理をしっかりやるのはマストだと思いますし、それから、海外への転出者。これもマストだと思います。特許を出しているとか、あと、大きな大学でベンチャーをかなり盛んにやっている、あるいはそのベンチャーを自分で国内でもやれているみたいな、その辺はまずマストだということで、多分、濃淡を少しつけて使い方を示唆してあげる必要があるのではないかとこのように感じたところです。

では、ここまで御意見をいただいたところでありますけれども、事務局からコメントございましたらぜひお願いいたします。

○山本参事官 皆様方から大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

今、座長のほうからも御発言のあったところは私も感じたところではございました。皆さまからは、基本的な考え方の部分と、チェックリストの部分と、あとはデータとかノウハウについて大きく御指摘をいただいたと思っております。

基本的な考え方のところは、米国が投資家視線も意識しながら社会実装、マーケティングに力を入れているというようなお話がございましたけれども、日本の状況は若干、社会実装面で意識の差があるのではないかとこの御指摘がございました。

この点については、日本における状況を踏まえた上で、我々として、この指針をつくるに当たっての基本的な考え方を改めて捉え直して、本指針をどういうふうに使っていき

いのかという点をもう少し書き込むような形にしながら位置づけを明確化していけるといいのではないかと考えております。

また、5類型についてはもう少し、それぞれのタイプに対して説明を加えていく点、あと、プロコンもございましたけれども、確かに上原委員のほうからも、一部譲渡においては、一部譲渡におけるよさもあれば、共有による阻害要因もあるというような話もございましたので、そういう飯田委員からのプロコンのご指摘についても、説明文を付け加えながら、これを読んだ方がずっと頭の中に入るような説明をもう少し簡易的かつ十分な形で整えていけると良いのではと考えております。

あと、チェックリストの使い方の観点についても御指摘いただきました。一つのツールとして、見せ方に捉われていたところもあったかと思っております。上山委員から御指摘もいただきましたけれども、このチェックリストを使って、どういうことを実際に大学現場でなしていくのかという点については検討したいと思います。今後、卓越大学の政策も進む中、研究者の異動が増えてくる中において、このリストを使いながらどういうことを実現していくのか、管理をしていくのか、管理の中で対応できる幅はどの程度あるのか、そういう論点もあろうかと思っております。体制としてしっかりと整えられるかどうかという点もございまして、その点はしっかりと吸収できるのかどうかというところも考えながら、このリストの使い方について関係省庁とも相談しながら最終的に落としどころを見つけていきたいと考えております。

あと、データ管理のところは、いろいろな方からも御指摘もいただいたところでもございます。スタンフォードの例も使えるのではないかと御指摘も林先生からもいただきましたし、竹中先生のほうからも医療データの話もございました。データの中身に応じて、取扱いについて、どういうふうに判断していくのかというのはもしかしたらあるのかもしれない。米国でも臨床データとか医療データは若干、ヒアリングしている中でも取扱いが違っているようなところもあったのかなというふうにも記憶しておりますが、そのところは少し可能な範囲で情報も整理しながら進めていければと思っております。

最後の渡部座長から御指摘もございましたけれども、このフローといいますか、そういうところも、チェックリストなども使って、どういうふうな形で考え方をプロセスとしてたどっていけばいいのかというところは、もう少し工夫ができる余地がないか検討をしてみたいと思っております。

事務局のほうからは以上となります。

○渡部座長 ありがとうございます。

ちなみに、一部譲渡の話でプロコンがあるというので、ちょうど今、私の関係で手続きしているのですが、東京大学の商標なのでは、商標は部局の商標という形で、部局が商標権を申請していて、「WE AT」という、いわゆるウェルビーイングを目指した産業エコシステムをつくるみたいな、そういうブランドロゴをつくって商標登録して一般社団法人をつくって、そこに事業をやってもらっている、これは一部譲渡をしよう。

それで、考慮点は、まず、部局はそんなに管理能力はないのです。だから、このまま部局に置いておいてもということで、それで今後、その事業を本当に展開していくと、関連商標などの出願も必要になるので、では、そこのマネジメントをどちらがやるべきかと考えれば、それはやはり管理能力と、それから、インセンティブのあるほうということで、では、そこは社団法人のほうに持ってもらいたい。

ただ、全部譲渡してしまうと、そこは大学自身も使うことはあるし、いろいろな形で活用方法を非営利で検討することもあるだろうということで、結果的に一部譲渡契約、そして、使用料のロイヤルティーを還元する契約。そういうようなものを今、ほぼフィックスして手続しているところですけども、そういう意味では考慮点として、管理能力というものはやはり考慮するべきだと。管理能力が全然ないところへ持っていっても、管理はできないので、そういう観点で処理することはあるのだろうと思います。

さっきの話へ戻ると、結局、このチェックリストをどういうふうにするか。どっちがいいのですかというのはあまり言及はしていないと思うのですが、今みたいな管理能力の観点、インセンティブの観点。トランザクションコストがあまり発生してもしようがないので、コストの観点。それから、リスクの観点。そういうことをやはり総合的に判断するのだということをごどこかで書くのかなというふうに思いました。これはフローの中での判断をする場合ということです。

あと1点、これもアメリカはかなりリジッドに、確かにオーナーシップを主張するので、それはやはり投資をしっかりと、最初、アメリカの場合は日本より出願件数はむしろ、大学に関しては少ないですので、厳選されたところで投資して管理する能力は高いという中で、かなりオーナーシップを元の大学が主張するという形にはなっているのだと思うのですが、逆に、今回の事例の中でカナダの事例がありましたが、そこをむしろ、研究者あるいはスタートアップにフェイバブルな仕組みにカナダの、例えばウォータールーにしてもトロントにしても、むしろ、しているのですということに売りにしているのです。

アメリカの大学はこういうことはできないです。うちはここを認めていますみたいな言い方をすることがあるので、そこはやはりどういうことを個々の大学が重視しているかということをご自身で考えて、そこを例えば差別化要因として主張するみたいなことでバリエーションができてくるのではないかというふうに思いました。

そこまでで、まだ少し時間的には10分ぐらいありますので、何か追加的な御意見があればいただければと思います。いかがでしょうか。挙手をいただくか。

上原委員ですか。

○上原委員 渡部先生、御指摘、どうもありがとうございました。私も先生がおっしゃっていることについては全く同意します。この一部譲渡を行う前提として、どちらかが知財を実施するという前提がある場合はほとんど交渉の上で問題になることはないと思いますし、実際に産総研もそういったケースにおいては積極的に共有とか一部譲渡というものを

やっております。

私が言葉足らずで申し訳ないのですけれども、問題となるのが、共有者がどちらも不実施機関の場合で、その特許の新たなライセンスとかが生じた場合に、共有先の承認とか、いろいろな交渉が、それを契約でどう決めておくのかというところが問題になるので、それはケース・バイ・ケースで、一方が実施機関であるというときには、むしろ、一部譲渡しても特に問題はならないのかなと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。何か追加で御発言のある方がおられましたら、よろしいですか。

大体よろしいでしょうか。

もしよろしければ、今の追加の御意見も含めて、事務局のほうで今日の全体の御意見を反映させるような形をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

もしこれで御発言がないようであれば、最後に奈須野事務局長より総括の御発言をいただければと思います。

○奈須野事務局長 ありがとうございます。今日も活発な御議論をいただきました。いただいた御意見を参考にして、次回にまた新たなものを提示したいと思います。

今日の議論では、アメリカでの実施状況についての調査結果を御報告させていただきました。アメリカでは、今日も御指摘のあったとおり、非常に多数の転退職がございますので、個々に取り上げるというよりは、大学同士で、IIAというのですか。契約を結んで、どちらが主導機関になるかということをしかり白黒つけるというプラクティスになっているということは新たな発見だったかと思えます。その際には、エグジティブインタビューであるとか、あるいは退職される方についてのターミネーションコントラクトであるとか、かなりがしがしに契約を結んでいるという実態が明らかになりました。日本ではアメリカほどたくさんの異動があるわけでもなく、また、退職をするときにぎりぎり契約を結ぶというような雇用環境もないでしょうから、今回明らかになったIIAでのチェック項目を参考に、指針に盛り込めるところは盛り込んでいきたいというふうに思っています。

その際に、アメリカでは、社会貢献と同時に、投資回収ということが重視されているということが明らかになりました。アメリカの場合は、国のお金というものは大学の経営面ではメインの収入ではなくて、むしろ、授業料であるとか、社会実装したときのライセンス収入であるとか、あるいは企業からの寄附金であるとか、まだ別のソースでの資金が多いことから、大学単位での投資回収ということが重視されるのだらうと思えます。一方で日本の場合は、大部分が国民の税金で賄われていますので、投資回収といったときに、大学単位で投資回収というものは、それは国民の目線とは違うのだらうと思えます。国民の税金がどう使われるのかという観点で言えば、広く社会実装ということで投資回収を考えるということが適切なのかなと思えます。そういうところがやはりアメリカで権利を維持

していくのか、あるいは譲渡してしまうのかというところで、アメリカでは権利を維持して、お金を出した方に対する説明責任を果たしていくということが重視されるということの違いなのかなというふうに考えました。

あと、上山先生、それから、渡部先生から、これをどう使うかということについての御示唆もいただきました。膨大なチェックリストをつくって、はい、これでやってということだと多分使われないので、そこはこれをどうインプリメンテーションをしていくかについては、文部科学省とも相談しながら、次回に計画といいますか、どのようにインプリメンテーションを図っていくかについての考え方を提示していきたいと思います。その際には、前回、第1回でも最後に申し上げましたが、若手の研究者の方が任期つき雇用で一定の成果を上げて、めでたく新しい職を得たときにどうするかといったようなことであるとか、あるいは学生・大学院生の場合であるとか、若手研究者にとってこれが有用なものになっているかということも注意しながら考えていきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。毎度、熱心な御意見をいただきましてありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。皆様、御多忙中のところ、ありがとうございました。

以上でございます。